

入間市三世代同居・近居支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三世代での同居・近居をするため住宅の新築、購入又は増改築を行う者に対し、その経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、子育て、介護等の共助を推進し、若年世代の転入及び定住の促進を図ることを目的とする。

2 前項の規定による補助金の交付に関しては、入間市補助金等の交付手続等に関する規則(平成7年規則第10号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 三世代 子、父母、祖父母等(子については18歳未満(出生予定を含む。)の者を含まなければならない。)の三世代以上で構成される世帯をいう。

(2) 同居・近居 次のいずれかに該当することをいう。

ア 同居(市内の同一の住宅に居住すること。)

イ 近居(市内に居住すること(アを除く。))

(3) 子世帯 三世代で同居・近居をする者のうち最年少のもの及びその兄弟姉妹並びにその父及び母をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、三世代での同居・近居をするため住宅の新築、購入又は増改築を行う者とする。

2 前項の三世代同居・近居に係る世帯は、次の要件の全てを満たすものとする。

(1) 世帯員全員が、三世代同居・近居に係る住宅の所在地に住所を有すること(外国人については、当該所在地に住所を有し、かつ、日本国の中長期在留以上の在留資格を有すること。)。ただし、単身赴任その他の市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。

(2) 子世帯の全員が、三世代同居・近居の前1年間に市内に住所を有していないこと。

(3) 三世代同居・近居を5年以上継続すること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。

- (4) 世帯員全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けていないこと。
- (5) 世帯員全員が、過去に、この要綱による補助を受けていないこと。
- (6) 世帯員全員が、市税を滞納していないこと（申請年度及び申請年度の前年度に入間市以外の市区町村民税の賦課があった場合には、当該税を含め滞納していないこと。）。
- (7) 地域の自治会に加入し、又は加入する意思があること。
- (8) 世帯員全員が、入間市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助対象住宅）

第4条 前条第1項の住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 当該三世代の世帯員が、自ら居住するものであること。
- (2) 当該三世代の世帯員のいずれかが所有し、かつ、所有権に係る登記がされていること。
- (3) 増改築については、間取りの変更、バリアフリー改修（手摺^{すり}の設置、段差の解消、廊下の拡幅等をいう。）、設備改修（トイレ、キッチン、浴室、洗面所等の改修をいう。）、浄化槽の入替えその他の世帯員の増加に伴い必要となる工事が行われ、かつ、当該工事の契約当事者（工事を自ら行った場合は、その経費を支出した者）が当該三世代の世帯員のいずれかであること。
- (4) 新築、購入又は増改築をした住宅の居住部分の面積が、50平方メートル以上であること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に違反していないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象住宅の新築、購入又は増改築に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。この場合において、住宅の購入及び増改築の両方を行うときは、そのいずれかの経費を補助対象とする。

- 2 補助対象住宅の新築又は購入に係る補助金の額は、当該新築又は購入に係る経費の総支出額（当該新築又は購入について、市から、この要綱による補助金以外の補助を受けると

きは、当該補助額を控除した額)の10分の2の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は300,000円(次の各号のいずれかに該当するときは、該当するごとに100,000円(第2号にあつては200,000円)を加算した額)のいずれか低い額を限度とし、市長が予算の範囲内で定める。

- (1) 子世帯において、18歳未満(出生予定を含む。)の子を3人以上養育している場合
- (2) 当該新築又は購入が、市内に事業所を有する事業者との契約(契約当事者が当該市内事業所である場合に限る。)による場合
- (3) 中古住宅を購入した場合
- (4) 入間市空き家バンク要綱(平成29年告示第306号)に基づく空き家バンクを利用した上で、住宅を購入した場合

3 補助対象住宅の増改築に係る補助金の額は、当該増改築に係る経費の総支出額(当該増改築について、市から、この要綱による補助金以外の補助を受けるときは、当該補助額を控除した額)の10分の2の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は200,000円(第1号に該当するときは100,000円を、第2号に該当するときは200,000円をそれぞれ加算した額)のいずれか低い額を限度とし、市長が予算の範囲内で定める。

- (1) 子世帯において、18歳未満(出生予定を含む。)の子を3人以上養育している場合
- (2) 当該増改築が、市内に事業所を有する事業者との契約(契約当事者が当該市内事業所である場合に限る。)による場合
(事前相談票の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、入間市三世代同居・近居支援事前相談票(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事前相談票の提出があつたときは、審査し、補助金の交付の対象となるかどうかを提出者に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の対象となる旨の通知を受けた者が、補助対象住宅の新築、購入又は増改築を行い、補助金の交付を受けようとするときは、三世代同居・近居を行った日から原則として1年以内に、入間市三世代同居・近居支援補助金交付申請書兼請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない

い。ただし、申請者等の同意を得た上で、当該添付書類の内容を公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 入間市三世代同居・近居支援補助に関する誓約書兼同意書（様式第3号）
- (2) 三世代の世帯員全員の住民票の写し（申請日以前3か月以内に発行され、かつ、続柄が記載されたものとする。）
- (3) 三世代の世帯員の続柄が確認できる書類
- (4) 子世帯の全員の三世代同居・近居の前1年間の住所が確認できる書類
- (5) 三世代の世帯員全員の市税の滞納のないことの証明（申請年度及び申請年度の前年度に入間市以外の市区町村民税の賦課があった場合には、当該税の納税証明書を含む。）
- (6) 補助対象住宅の新築、購入又は増改築に係る契約書の写しその他の契約当事者が確認できる書類（工事を自ら行った場合を除く。）
- (7) 補助対象住宅の新築、購入又は増改築に要した経費の明細が確認できる領収書等の写し
- (8) 補助対象住宅の登記に係る全部事項証明書の写し
- (9) 補助対象住宅に係る建築基準法に基づく検査済証の写し
- (10) 併用住宅の場合は、居住部分の面積が確認できる書類
- (11) 子世帯に出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳の写し
- (12) 三世代の世帯員に外国人がいる場合は、在留カードの写しその他の在留資格が確認できる書類
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査し、その可否を決定し、入間市三世代同居・近居支援補助金交付決定・却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、市は、請求を受けた日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 三世代同居・近居を5年以上継続しなかったとき。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、この要綱による補助要件に該当しないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、当該者に対し、補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命じるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行し、この告示による補助は、同日以後に行われた補助対象住宅の新築、購入又は増改築について適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前に補助金の交付の決定を受けた者については、第9条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

入間市三世代同居・近居支援事前相談票

年 月 日

（宛先）入間市長

相談者 住 所
氏 名

入間市三世代同居・近居支援補助金交付要綱第6条の規定により、三世代同居・近居支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり事前相談票を提出します。

子 世 帯	現住所		電話番号	
	世帯主	(歳)	世帯員	(歳)
	世帯員	(歳)	世帯員	(歳)
	世帯員	(歳)	世帯員	(歳)

親 世 帯	現住所		電話番号	
	世帯主	(歳)	世帯員	(歳)
	世帯員	(歳)	世帯員	(歳)
	世帯員	(歳)	世帯員	(歳)

同居・近居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 近居
同居・近居開始予定日	年 月 日

対象住宅所在地	入間市		
親世帯住宅所在地	入間市		
対象住宅所有者	取得区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 増改築	
対象住宅の形態	<input type="checkbox"/> 戸建て専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
居住面積	m ² (50m ² 以上)		
補助対象経費	(税込み) 円	住宅取得又は 工事完了予定日	年 月 日
契約事業者	所在地： 名称：		
市から他の補助 を受ける場合	補助金の名称		
	補助金額(予定額を含む。)	円	

取得区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 増改築
加算区分	<input type="checkbox"/> 18歳未満の子が3人以上(出生予定含)
	<input type="checkbox"/> 市内事業者との契約
	<input type="checkbox"/> 中古住宅の取得
	<input type="checkbox"/> 空き家バンクの利用
補助予定額	円

(入間市回答欄)

事前相談の内容を審査した結果、三世代同居・近居支援補助金の対象者に、

- ・ 該当します。
- ・ 該当しません。(理由：)

様式第2号（第7条関係）

入間市三世代同居・近居支援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）入間市長

申請者 住 所
氏 名 Ⓜ

入間市三世代同居・近居支援補助金交付要綱第7条の規定により、三世代同居・近居支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請し、及び請求します。

同居・近居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 近居
同居・近居開始日	年 月 日

対象住宅所在地	入間市		
親世帯住宅所在地	入間市		
対象住宅所有者			
対象住宅の形態	<input type="checkbox"/> 戸建て専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
居 住 面 積	m ² （50m ² 以上）		
補助対象経費	（税込み） 円	住宅取得又は 工事完了日	年 月 日
契約事業者	所在地： 名 称：		
市から他の補助を受ける場合	補助金の名称		
	補助金額（予定額を含む。）	円	

取得区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 増改築
加算区分	<input type="checkbox"/> 18歳未満の子が3人以上（出生予定含） <input type="checkbox"/> 市内事業者との契約 <input type="checkbox"/> 中古住宅の取得 <input type="checkbox"/> 空き家バンクの利用
補助金交付申請・請求額	円

子世帯	自治会	自治会に加入している ・ 自治会に加入する意思がある		
	世帯主	（ 歳）	電話番号	
	世帯員	（ 歳）	世帯員	（ 歳）
	世帯員	（ 歳）	世帯員	（ 歳）

親世帯	自治会	自治会に加入している ・ 自治会に加入する意思がある		
	世帯主	（ 歳）	電話番号	
	世帯員	（ 歳）	世帯員	（ 歳）
	世帯員	（ 歳）	世帯員	（ 歳）

振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 農業協同組合 店		
	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

様式第3号（第7条関係）

入間市三世代同居・近居支援補助に関する誓約書兼同意書

（宛先）入間市長

年 月 日

三世代同居・近居支援補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約し、及び同意します。

- ・ 三世代同居・近居を5年以上継続します。5年未満で自己都合により三世代同居・近居を解消したときは、交付を受けた補助金を返還することに同意します。
- ・ 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。暴力団員又は暴力団関係者であることが判明したときは、交付を受けた補助金を返還することに同意します。
- ・ 上記のほか、入間市三世代同居・近居支援補助金交付要綱による補助要件に該当しないと市長が認めるときは、交付を受けた補助金を返還することに同意します。
- ・ 交付審査のため必要な範囲で、私及び世帯員の個人情報を、市長が公簿等により確認し、及び関係者に照会することに同意します。

氏名（自署）	氏名（自署）
氏名（自署）	氏名（自署）
氏名（自署）	氏名（自署）
氏名（自署）	氏名（自署）
氏名（自署）	氏名（自署）
氏名（自署）	氏名（自署）

※ 未成年者等で記入が困難な方がいる場合は、どなたかが代筆した上で、次のように代筆者の氏名も記入してください。 ○○ ○○（代筆者○○ ○○）

様式第4号（第8条関係）

入間市三世代同居・近居支援補助金交付 決定 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

入間市長

印

年 月 日付けで申請のあった、三世代同居・近居支援補助金の交付について、次のとおり 決定 却下 しましたので通知します。

1 対象住宅の所在地 入間市

2 補助金交付決定額 円

3 補助対象経費の総額 円

4 却下の場合その理由